## インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定時期について <国、地方公共団体及び所管法人等の集計>

資料 1

平成27年4月1日時点

### 【背景】

〇政府は、国、地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。)を策定するとともに、基本計画に基づいて、まず、平成28年度までに国、地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者による「インフラ長寿命化計画」(行動計画)の策定を目指すこととした。

<参考>「インフラ長寿命化計画」(行動計画)は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進していくための中期的な取組の方向性を明らかにすることを目的として、各インフラを管理・所管する国、地方公共団体等ごとに、対象施設、計画期間、現状と課題、中長期的なコスト見通し、取組の方向性等を定めるもので、個別施設毎の具体の対応方針を定める「個別施設毎の長寿命化計画」の基となるものである。

〇これを受け、各主体による取組を促進するため、前回、行動計画の平成26年10月1日時点における策定状況及び策定見通しをとりまとめたところであるが、今回、それを平成27年4月1日時点に更新した。

#### 【行動計画の策定時期の概要】

〇基本計画で定められた期限(平成28年度)までに、3,702主体のうち約99%に当たる3,675主体が行動計画を策定予定。

〇平成26年度末時点では、国の各府省庁は、13府省庁のうち約54%に当たる7省庁において、また、国、地方公共団体及び所管法人等の合計では、 約19%に当たる708主体において、策定済み。

#### (注)

・行動計画の策定対象とする所管法人等の範囲が一部未定のため、今後、策定主体が増減する可能性がある(基本計画では、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な点検・ 診断、修繕・更新等の取組を実施する必要性が認められる施設を行動計画の対象施設とするものとされている。)。

・厚生労働省、経済産業省の一部分野においては、調査中などの理由により、総数に計上していない主体がある。

### 【総数】

	合 計	策定済み(H26年度まで)	H27年度内	H28年度内	H29年度以降
策定主体	3,702	708	575	2,392	27
国	13	7	6	0	0
地方公共団体	1,788	75	470	1,216	27
所管法人等	1,901	626	99	1176	0

### 【国】

合 計	策定済み(H26年度まで)	H27年度内	H28年度内	H29年度以降
13	7	6	0	0

省	庁	名	総数	策 定 時 期			
1	71	12	形心 女人	策定済み(H26年度まで)	H27年度内	H28年度内	H29年度以降
内	閣	府	1	0	1	0	0
警言	察	庁	1	1	0	0	0
総	務	省	1	0	1	0	0
法	務	省	1	1	0	0	0
外	務	省	1	0	1	0	0
財	務	省	1	0	1	0	0
文	部 科	学 省	1	1	0	0	0
厚	生 労	働省	1	1	0	0	0
農	林 水	産 省	1	1	0	0	0
経	済 産	業省	1	1	0	0	0
国	土 交	通 省	1	1	0	0	0
環	境	省	1	0	1	0	0
防	衛	省	1	0	1	0	0

## 【地方公共団体】

合	計	策定済み(H26年度まで)	H27年度内	H28年度内	H29年度以降
1,78	8	75	470	1,216	27

地	+	公	共	団 体	総	数		策定	時 期			
1E	/1	Z	<u> </u>	団 体	<b>共 団 神</b>	孙达	下心 女人	形心 女人	策定済み(H26年度まで)	H27年度内	H28年度内	H29年度以降
都		道	府	県	4	<b>!</b> 7	11	18	18	0		
指		定	都	市	2	20	8	9	3	0		
市		区	町	村	1,7	721	56	443	1,195	27		

(備考1) 地方公共団体には、水道、自動車運送、鉄道、電気、ガス等の地方公営企業を含む。

(備考2) 一部事務組合及び広域連合は、後掲の「所管法人等」に計上した。

# 【所管法人等】

合 計	策定済み(H26年度まで)	H27年度内	H28年度内	H29年度以降
1,901	626	99	1176	0

記集点少	分野	内訳詳細	策定主体	総数	策 定 時 期					
所管府省	刀到	內武計和		松 致	策定済み(H26年度まで)	H27年度内	H28年度内	H29年度以降		
内閣府	公文書管理	国立公文書館	独立行政法人	1	0	0	1	0		
173 旧 图 图	普及啓発施討	北方領土問題対策協会	独立行政法人	1	0	0	1	0		
	情報通信関係施	ı.	民間事業者	4	0	4	0	0		
	月秋四日为水池		特殊法人	4	0	3	1	0		
総務省	郵便局施設	는	特殊法人	1	1	0	0	0		
	消防関係施言	n.	一部事務組合	273	平成27年3月に、各団体	の実情に応じて平成28年	度までのできるだけ早い	時期に策定するよう要請		
	用例用体心	<u> </u>	広域連合	22	平成27年3月に、各団体の実情に応じて平成28年度までのできるだけ早い時期に策定するよう要請					
文部科学省	文教施設等	Ξ.	国立大学法人等	91	0	0	91	0		
人的符子省	<b>人</b> 叙加政 <sup>、</sup>	F	独立行政法人	11	0	0	11	0		
	水 道	_	一部事務組合	97	69	0	28	0		
	医 療	病 院	独立行政法人等	110	0	0	110	0		
厚生労働省	福 祉	社会福祉施設	独立行政法人等	1 (独立行政法人のみ※)	・策定主体に対し、「平成29年3月までに策定すること」を要請する予定 ※独立行政法人以外は今後調査予定					
	雇用	職業能力開発短期大学校等	独立行政法人	1	0	0	1	0		
	年 金	年金事務所	特殊法人	1	0	1	0	0		
農林水産省	水路等施設	水資源機構	独立行政法人	1	1	0	0	0		
	工業用水	_	一部事務組合	8	1	0	7	0		
経済産業省	電気		民間事業者	•平成27年3月31E	以降、速やかに民間	事業者に対し、同行動	動計画の周知を行う(	周知予定先:11社)		
	ガ ス		民間事業者	·平成27年3月31日以	降、速やかに民間事業者	<b>皆に対し、同行動計画の</b>	周知を行う(周知予定先	:2業界団体1, 859社)		

三年六少	八田マ		rta ≡□ ≡¥ «m	ケウナル	<b>⟨⟨⟩⟩</b> ¥Ь	策 定 時 期				
所管府省	分野		内訳詳細	策定主体	総数	策定済み(H26年度まで)	H27年度内	H28年度内	H29年度以降	
	道	路		民間事業者	6	6	0	0	0	
	<b>坦</b>	坩	<u> </u>	地方道路公社	32	1	31	0	0	
	河川・ダ	ム	_	独立行政法人	1	1	0	0	0	
	港 ;	弯		民間事業者	2	0	2	0	0	
	/e /	弓	<u> </u>	一部事務組合	6	0	1	5	0	
	海	岸	_	一部事務組合	6	0	1	5	0	
国土交通省	空	巷	<u> </u>	民間事業者	3	3	0	0	0	
			<u></u>	民間事業者	165	165	0	0	0	
	鉄 ;	道	軌 道	民間事業者	25	25	0	0	0	
			索 道	民間事業者	408	352	56	0	0	
	住 <sup>5</sup>	宅	UR賃貸住宅	独立行政法人	1	1	0	0	0	
	白動市)	: '		民間事業者	27	0	0	27	0	
	自動車道		_	地方道路公社	6	0	0	6	0	
環境省	廃棄物	<sub>fm</sub>	一般廃棄物処理施設	一部事務組合	576	0	0	576	0	
以 · 現 · 目	庞某书	N)	産業廃棄物処理施設	地方公社	9	0	0	9	0	
防衛省	労務管3	理	_	独立行政法人	1	0	0	1	0	